

<解説>

不登校児童生徒数の経年変化とその分析
—長野県の不登校指導の方向を求めて—

神尾 敦男 坂城町立村上小学校
鈴木俊太郎 信州大学教育学部附属教育実践総合センター

Longitudinal Changes and Analysis of Non-attendance in Elementary
and Junior High Schools Students

—Searching for Nagano's approach to Guidelines on Non-attendance
at School—

KANNOO Atsuo: Murakami Elementary School, Sakaki Town

SUZUKI Shuntaro: Center for Educational Research and Training, Faculty of
Education, Shinshu University

In Nagano Prefecture, the number of non-attendant students, defined as students who missed 30 or more days of school in a year for non-medical and non-financial reasons, at elementary schools was 5.0 per 1000 students in 2008. This number was higher than the national average of 3.2 per 1000 students by 1.8, and was the highest of all prefectures in Japan. Nagano had the highest number of non-attendant elementary school students in 1992 as well. By examining the changes in guidelines of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, as well as instructional approaches of other prefectures in which non-attendance decreased dramatically, we propose how Nagano should approach instruction on non-attendance at school.

【キーワード】 不登校 長野県 経年変化 登校刺激

1. はじめに

文部科学省（文部省）が毎年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると不登校の児童生徒数は、平成3年度からの10年で約2倍に増加している。小学校、中学校共に平成13年度をピークに少しずつ減少し、平成23年度にはピーク時の約85%に減っている。この増減の要因として文部科学省（文部省）の不登校に対する指導方針の変化が推測される。

平成元年7月に文部省（当時）は、「学校不適応対策調査研究協力者会議」を設置し、増

表1 不登校児童生徒の変化（文部科学省）

	小学校	中学校	合計
平成3年度	12,645	54,172	66,817
平成13年度	26,511	112,211	138,722
平成23年度	22,622	94,836	117,458

加していた登校拒否（不登校）に対する対応策を検討し、平成4年3月に『登校拒否問題について』と題する報告書（文部省 1992）を公表し

ている。しかし、その後も不登校は減ることなく増加し続ける結果になった。そして、増え続ける不登校に対して、平成14年9月に文部科学省に設置された「不登校問題に関する調査協力者会議」は平成15年4月に「今後の不登校への対応の在り方について」と題した報告書（文部科学省 2003）を発表した。これらの2つの報告書を要因の一つとして考えれば平成13年をピークとする大きな10年の流れは理解できそうである。視点の一つとして平成4年3月に『登校拒否問題について』と平成15年4月の「今後の不登校への対応の在り方について」と題した報告書が及ぼした影響を考えていきたい。

1.1 長野県の不登校児童生徒の推移

(1) 20年前から全国トップクラスの小学校不登校児童数

データが入手できた平成3年度から長野県の小学校の不登校児童の在籍率は、平成23年度の13位になるまで常にワースト10以内に位置づいている（表2、3参照）。

表2 長野県の不登校児童の在籍比の推移 小学校（長野県教育委員会）

年 度	3	4	5	6	7	8	9	10	11
不登校児童(人)	359	459	455	440	470	596	626	657	657
県在籍比(%)	0.23	0.3	0.3	0.29	0.32	0.41	0.45	0.49	0.48
全国在籍比(%)	0.14	0.15	0.17	0.18	0.2	0.24	0.26	0.35	0.34
全国順位	3	1	4	5	4	4	4	5	6

平成20年度には小学校で病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した「不登校」の児童は、1,000人当たり5.0人で、全国平均3.2人を大きく上回り、平成4年度に続き全国の都道府県で一番に多い結果になっている。県教育委員会では、不登校を減らすことを施策の最重点課題に位置づけ「不登校対策検討委員会」を設置（2010.9）し改善の方向を検討してきている。

表3 長野県の不登校児童在籍比の推移 小学校（長野県教育委員会）

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
不登校児童(人)	686	729	620	608	579	597	630	598	632	534	498	434
県在籍比(%)	0.51	0.55	0.47	0.47	0.44	0.46	0.49	0.47	0.5	0.42	0.4	0.36
全国在籍比(%)	0.36	0.36	0.36	0.33	0.32	0.32	0.33	0.34	0.32	0.32	0.32	0.33
全国順位	5	4	6	5	7	4	3	4	1	5	7	13

(2)平成16年度から不登校生の全国順位がアップした中学校

一方、中学校のデータを見ると平成15年度までは全国で20位台であったが、16年度からは全国順位が明らかに悪い方向に上昇してきている。平成17年度から20年度までの

4年間は在籍比が3%を超え、毎年2,000人以上の不登校生が発生していることが分かる。

上記は表4の通りであるが、ここで気をつけなければいけないこととして、この数字に表れてこない中間教室や保健室・相談室にしか登校できず、通常の教室に入れない生徒が多数いることである。この問題は今後機会をみつけて論じていきたい。

表4 長野県の不登校生徒在籍比の推移 中学校（長野県教育委員会）

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
不登校生徒(人)	1,626	1,933	1,820	1,770	1,947	2,020	2,061	2,166	2,091	1,922	1,757	1,682
県在籍比(%)	2.51	2.71	2.63	2.61	2.94	3.08	3.18	3.31	3.22	2.96	2.76	2.63
全国在籍比(%)	26.3	26.1	2.73	2.73	2.73	2.75	2.86	2.91	2.89	2.77	2.73	2.64
全国順位	29	25	26	26	12	7	8	5	5	7	21	25

(3)平成 21 年度からの不登校児童生徒減少の要因

平成 21 年度以降の長野県の不登校児童生徒は統計のように本当に減少してきているのかを「理由別長期欠席者数」を窓口と考えていきたい（表 5, 6 参照）。

1) 理由別長期欠席者数の変化

文部科学省が不登校に関わる調査は「学校基本調査」として毎年度実施し、データはまとめられ公表されている。調査の中の一つとして理由別長期欠席者の項目がある。調査の内容は以下の通りである。

長期欠席者は、年度間に 30 日間以上欠席した者の数。欠席は連続である必要はない。

「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の 4 つの理由でそれぞれカウントしている。

「病気」

心身の故障やケガなどで入院、通院、自宅療養のため長期欠席した者。自宅療養については、原則として、医師の指示や診断書の有無で判断されるが、本人の周囲の者が適切と判断した場合も含む。

「経済的理由」

家計が苦しく教育費が出せない、本人が働いて家計を助けているなどの理由で、長期欠席した者。

「不登校」

「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない、(できない) ことにより長期欠席した者。

「その他」

「病気」、 「経済的理由」、 「不登校」のいずれかにも該当しない理由により長期欠席した者。

〈例〉・保護者の教育への考え方や無理解・無関心など家庭の事情

- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等
- ・「病気」と「不登校」など、欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない者

長期欠席者の理由は上記の区分になっており理由のその選択は学校に付託されている。平成 20 年度には小学校で病気や経済的な理由以外で年間 30 日以上欠席した「不登校」が全国トップになった長野県では、不登校の減少を県教育委員会の最重点施策にし、連日マスメディアでも取り上げられた経緯がある。各学校では平成 21 年度からは「不登校」をなんとか減らしたいとの心理が働いたと推理することは容易にできる。

近年、発達障害に関する診断基準が明確になり比較的容易に診断されるようになってきている。広汎性発達障害 (PDD)、高機能自閉症 (HFA)、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害 (ADHD) などの診断があり、これまでなら不登校としてカウントしていた「学校を 30 日以上欠席した者」を上記の基準をやや拡大解釈し、校長の判断で安易に「病気」や「その他」としてカウントしてはいないだろうか。

表 5 小学校の理由別長期欠席者数
(平成 20 年度間～23 年度間) 長野県

表 6 中学校の理由別長期欠席者数
(平成 20 年度間～23 年度間) 長野県

表 5 小学校の理由別長期欠席者数					表 6 中学校の理由別長期欠席者数				
年度間	20	21	22	23	年度間	20	21	22	23
総数	1,227	1,163	1,262	1,193	総数	2,687	2,598	2,563	2,473
実病児	353	355	428	376	実病児	332	395	504	424
経済的理由	6	8	7	4	経済的理由	4	9	5	9
不登校	632	504	498	434	不登校	2,091	1,922	1,757	1,682
(人)その他	236	268	329	379	(人)その他	260	272	297	358
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	総数	100.0	100.0	100.0	100.0
実病児	28.8	30.5	33.9	31.5	実病児	12.4	15.2	19.7	17.1
経済的理由	0.5	0.7	0.6	0.3	経済的理由	0.1	0.3	0.2	0.4
不登校	51.5	45.9	39.5	36.4	不登校	77.8	74.0	68.6	68.0
(%)その他	19.2	22.9	26.1	31.8	(%)その他	9.7	10.5	11.6	14.5
総数	9.7	9.2	10.2	8.8	総数	41.4	40.0	40.2	38.7
実病児	2.8	2.8	3.4	3.1	実病児	5.1	6.1	7.9	6.6
経済的理由	0.0	0.1	0.1	0.0	経済的理由	0.1	0.1	0.1	0.1
不登校	5.0	4.2	4.0	3.6	不登校	32.2	29.6	27.6	26.3
その他	1.9	2.1	2.7	3.1	その他	4.0	4.2	4.7	5.6

(注) 千分比は、児童 1,000 人当たりの長期欠席者数を示すものです。

構成比に着目すると小学校の不登校児童は平成 20 年度には 51.5%だったのが平成 23 年度には 36.4%まで減少している。病気とその他を合わせると平成 20 年度には 48.0%だったのが平成 23 年度には 63.3%となり、過半数を占めるようになっている。病気、その他を分析し支援の方向を定めなければ、当該児童は「不登校」ではなく病気だからしかたがないといった認識が定着し、支援が遅れてしまう可能性がある。小学校ほど顕著ではないが中学校でも同様に病気・その他の割合が増える傾向は明らかに認められる。

このような構成比の変化をみた時、長野県の「不登校」は減ってきていると言い切れない側面があるのではないだろうか。

「病気」「その他」が増加し、「不登校」が統計上減ったとしても児童生徒が学校に 30 日以上来ることができない状況には変わりがなく、支援の方向を再検討する必要がある。

1.2 報告書「今後の不登校への対応の在り方について」（平成15年4月）

平成元年7月に文部省（当時）は、「学校不適応対策調査研究協力者会議」を設置し、増加していた登校拒否（不登校）に対する対応策を検討し、平成4年3月に『登校拒否問題について』と題する報告書を公表している。長野県教育委員会でもその報告書を受け、施策や教員研修を実施してきた。しかし、不登校児童生徒の増加傾向は全国的にみて収まるどころか増加の方向で推移していた（表1 不登校児童生徒の変化 参照）。

平成14年9月に文部科学省に設置された「不登校問題に関する調査協力者会議」は平成15年4月に「今後の不登校への対応の在り方について」と題した報告書を作成した。その中で、「平成4年報告」における「登校拒否（不登校）はどの子にも起こりうるもの」、「登校への促しは状況を悪化してしまうこともある」という趣旨に関して誤った理解をし、働きかけを一切しない場合や、必要な関わりを持つことまでも控えて時期を失ってしまう場合があることも指摘されており、そのような対応については、見直すことが必要であると記している（第3章 不登校に対する基本的な考え方 より）。

平成4年3月の報告書「登校拒否問題について」を受けて長野県教育センターでも「登校刺激を与えないこと」が望ましいとの立場で講座を開設していた。その講座を受講した多くの教師は受容と共感の姿勢で不登校の児童生徒に対応し、適切な登校刺激さえを回避してきていたのかもしれない。

1.3 本研究の目的

平成4年に出した不登校に関する報告を見直し、特に「登校刺激」に関しての見解を平成15年4月に「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」では見直している。

また、この報告書で未然防止の視点を強く打ち出してきた。この15年度の報告書を真摯に受け止めた他の都道府県の不登校は大きく減らすことができたのではないかと考えた。15年度の報告書への他県との対応の違いが20位台にいた長野県の中学校がワースト10に徐々に陥った原因の一つではないだろうか。

平成3年度からも不登校の率の高かった長野県内の小学校ではそれまでの指導方法を堅持したため年間600人前後の不登校の児童が続く結果になっていたと考えられる。

平成15年度の報告が出される前と後を比較することで不登校の率を大幅に下げた都道府県があるならその指導のあり方を参考にすることが今後の不登校への対応の方向性が見いだせるのではないかと考えデータの分析を行うことにした。

2. 都道府県の不登校に関する統計調査推移の比較

2.1 方法

データを比較する手法として、平成12年度から14年度の3年間の平均値を基準値(100)として平成18年度から平成20年度までの3年間の平均値とを各都道府県別に比較した。各都道府県を在籍比に変換せず検討したが、在籍数（母数）が大きいため問題はないと判断した。

平成15年の報告書の出される前として、平成12年度から14年度の3年間の平均値を選んだ。また、前述のように長野県は平成21年度から理由別長期欠席者数のカウントに変化があったと考えたので平成18年度から平成20年度までの3年間の平均値を採用した。

2.2 結果

小学校と中学校の双方が共に改善の大きかった都道府県から改善の進まなかった都道府県を順に並べて比較した。

そして、増減比順ベスト10とワースト10を小学校・中学校それぞれ(表7小学校都道府県別増減比)(表8中学校都道府県別増減比)として示している。平成15年4月に「今後の不登校への対応の在り方について」の報告書を受け全国的に不登校は減少傾向にあり、小学校では基準年度より悪化した都道府県は8県のみであった。全国平均をみると小学校89.4であり中学校は95.9と不登校児童生徒の割合は改善に向かっていた。ベスト10群の中で小学校、中学校が共に上位10位以内に入っていたのが青森県と秋田県であった。

表7 小学校都道府県別増減比
(12-14年度平均と19-21年度平均の比較)

表8 中学校都道府県別増減比
(12-14年度平均と19-21年度平均の比較)

都道府県	12-14年度	19-21年度	増減比	都道府県	12-14年度	19-21年度	増減比
1 富山	169	225	133.1	1 長崎	1,021	1,179	115.4
2 静岡	706	846	119.8	2 神奈川	7,226	8,185	113.3
3 神奈川	1,901	2,102	110.6	3 長野	1,860	2,106	113.2
4 愛知	1,545	1,694	109.6	4 静岡	2,917	3,164	108.5
5 大分	216	225	104.3	5 山梨	846	916	108.2
6 沖縄	360	363	100.8	6 石川	873	919	105.3
7 三重	373	375	100.4	7 群馬	1,670	1,746	104.6
8 宮城	435	435	100.1	8 三重	1,542	1,589	103.1
9 群馬	368	366	99.5	9 佐賀	752	775	103.1
10 福井	167	165	99.0	10 愛知	6,298	6,373	101.2
11 長崎	220	217	98.6	11 埼玉	6,124	6,139	100.2
12 石川	228	222	97.7	12 福井	648	649	100.1
13 香川	171	166	96.9	13 鹿児島	1,374	1,369	99.6
14 岡山	538	520	96.7	14 北海道	3,476	3,433	98.8
15 千葉	860	825	95.9	15 岐阜	2,021	1,994	98.7
16 鹿児島	292	278	95.3	16 宮城	2,180	2,141	98.2
17 奈良	366	341	93.1	17 千葉	4,541	4,411	97.1
18 長野	678	620	91.4	18 山口	1,271	1,233	97.0
19 福岡	861	775	90.1	19 東京	8,199	7,926	96.7
20 佐賀	167	147	88.0	20 福岡	4,424	4,246	96.0
21 北海道	867	756	87.2	21 富山	832	798	95.9
22 広島	806	693	85.9	22 鳥取	734	700	95.4
23 鳥取	158	135	85.8	23 愛媛	978	931	95.2
24 山口	319	274	85.8	24 新潟	2,022	1,909	94.4
25 東京	2,213	1,894	85.6	25 大分	1,071	1,005	93.9
26 岐阜	584	493	84.3	26 宮崎	837	779	93.1
27 徳島	163	137	84.0	27 福島	1,704	1,580	92.7
28 大阪	1,878	1,570	83.6	28 岩手	1,110	1,029	92.7
29 栃木	516	426	82.6	29 滋賀	1,416	1,310	92.6
30 山梨	216	177	81.8	30 茨城	2,771	2,562	92.5
31 京都	638	521	81.7	31 兵庫	4,830	4,422	91.5
32 宮崎	149	119	79.9	32 奈良	1,456	1,322	90.8
33 埼玉	1,565	1,247	79.7	33 香川	913	826	90.5
34 山形	220	175	79.6	34 京都	2,227	2,015	90.5
35 熊本	279	221	79.0	35 高知	813	730	89.7
36 新潟	550	432	78.5	36 栃木	2,274	2,030	89.3
37 和歌山	347	271	78.1	37 沖縄	1,543	1,369	88.7
38 茨城	629	484	76.9	38 熊本	1,674	1,484	88.6
39 鳥取	278	212	76.0	39 山形	966	853	88.3
40 兵庫	1,058	792	74.8	40 岡山	2,012	1,772	88.1
41 愛媛	192	142	73.7	41 青森	1,467	1,275	86.9
42 滋賀	618	451	73.0	42 秋田	758	659	86.9
43 福島	361	257	71.0	43 和歌山	1,141	980	85.9
44 秋田	194	131	67.5	44 広島	2,958	2,503	84.6
45 高知	277	187	67.5	45 大阪	9,363	7,625	81.4
46 青森	311	206	66.3	46 徳島	791	640	81.0
47 岩手	241	158	65.6	47 鳥取	579	450	77.7
全国	26,251	23,468	89.4	全国	108,502	104,046	95.9

表9 増減比順ベスト10

小学校		中学校	
岩手	65.6	鳥取	77.7
青森	66.3	徳島	81
高知	67.5	大阪	81.4
秋田	67.5	広島	84.6
福島	71	和歌山	85.9
滋賀	73	秋田	86.9
愛媛	73.7	青森	86.9
兵庫	74.8	岡山	88.1
島根	76	山形	88.3
茨城	76.9	熊本	88.6

表10 増減比順ワースト10

小学校		中学校	
富山	133.1	長崎	115.4
静岡	119.8	神奈川	113.3
神奈川	110.6	長野	113.2
愛知	109.6	静岡	108.5
大分	104.3	山梨	108.2
沖縄	100.8	石川	105.3
三重	100.4	群馬	104.6
宮城	100.1	三重	103.1
群馬	99.5	佐賀	103.1
福井	99	愛知	101.2

3. 考察

平成9年度から11年度まで第一著者は長野県総合教育センターで教育相談の業務に携わっていたが、当時は平成4年度報告の方針が主流であり登校刺激を避ける傾向にあったのは事実である。その後、平成15年度の報告を受け、いち早く方針の変更を打ち出した都道府県とは違い、長野県は従来の指導方向をとり続けていた。また、重点政策として不登校になってしまった生徒の居場所作りのために中学校への中間教室の設置を推進しており、それが長野県の中学校の不登校の生徒の増加の一因とも考えられる。中学では、不登校になってしまった生徒への対応が先行し、今回の比較では悪化率が全国第8番目の悪い結果になってしまっている。平成15年度の文部科学省の報告を生かし切れず、小学校でも大きな改善は見られなかった。

青森県教育委員会学校教育課(2014)ではホームページに不登校に対しキーワードを「不登校の未然防止のために」とし「中学校で急増する「不登校」は、実は小学校時に潜在的であったものが顕在化したものも多いと考えられます。欠席が多くないから、保健室に登校しているからなどの理由で何の取組もしなくても良いと考えるのは間違いです。基礎・基本の定着や学習意欲を育てるとともに、対人関係が苦手な児童に対しては、中学校での友人関係が負担にならないよう、苦手意識の克服や自己有用感・自己存在感が得られるような働きかけが大切です。」とその指針を掲載している。また、平成15年4月に文部科学省が「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」の報告を受け作成された国立教育政策研究所生徒指導研究センターの、

- ①「中1不登校生徒調査(中間報告)[平成14年12月実施分]－不登校の未然防止に取り組むために－」(平成15年8月)
- ②「不登校の未然防止に取り組むために－中1不登校調査から分かったこと－」(平成16年3月)

などへ簡単にリンクできるようになっており、平成15年4月の報告を受け、軌道を修正

していたことがうかがえる。

また、蒔苗(2008)は「不登校を未然に防止するための研究—小学校中学年のコピーングスキルを高めるためのプログラム作成と活用を通して—」と題した論文を青森県総合学校教育センターの紀要に教育相談課 研究員の立場で投稿しており、青森県が未然防止に着目していたことが伺える。

一方、秋田県総合教育センター(2004)では「不登校への対応 ノープロブレム 大丈夫」と題し22ページにおよぶ対応マニュアルを平成16年1月に秋田県総合教育センターが発行している。そこでは、不登校の状態を4つのステージ分けておりより細やかな対応をしようとしてきたことが想像できる。

ステージⅠ(行きたいけど行けない本人)

ステージⅡ(行かせたいという保護者)

ステージⅢ(行きたくない本人, 休ませたい保護者)

ステージⅣ(保護者・本人の考えに配慮しないケース)

を想定しておりその対応のチェックリストを作成している。そのリストは不登校の児童生徒の状態に応じた確に登校刺激を与える内容でマニュアル化されており普及しやすかったと考えられる。

4. まとめ

国立教育政策研究所の滝(2005)は「誤って受け止められた平成4年報告(文部省1992)と軌道修正を図った平成15年報告(文部科学省2003)と題し」論を展開し、これまでの多くの長野県の教師は「登校刺激」一つをとっても誤解したまま信念をもって間違った支援をしてはいないだろうか。いずれにしても不登校を未然に防ぐことに視点をおいた支援が重要であると述べている。

また、滝(2010)は「不登校を減らすには、スクールカウンセラーを増員したり、一般の教師へのカウンセリング研修を行ったりして、一人でも多くの子どものケアできる体制を作ることが大切である、といったような説明を鵜呑みにしてしまう教師が多いのではないか。残念ながらこのような理解でいる限り、一部の児童生徒の学校復帰は達成できても、不登校の数を大きく減らしていくことはできない。(中略)『新たに不登校にさせない』方策をいかにとっていくのかに尽きる」と論じている。しかし、神尾(2007)は、スクールカウンセラーなど専門性のある職員を今後も計画的に配置することの必要性を訴えている。ただ、現状として、カウンセラーのパーソナリティや力量不足が学校に混乱をもたらすことは少なくない。「心理士」の国家資格制度の設立も望まれる。

長野県は再度、平成15年度の報告書を真摯に受け止め「適切な登校刺激」「不登校の未然防止」をキーワードに今後は施策を展開すべきである。平成21年度以降、各市町村別の不登校児童生徒の割合を公表することで、率の高かった市町村教育委員会が真剣に対策をとるようになってきたことや、未然防止の重要性を諸会合でも聞くことが多くなってき

た。しかし、適切な登校刺激の重要性は未だに県内の学校の認識は十分とは言えないのではないだろうか。

特に、平成 15 年以前に不登校への関わり研修を何度か受け、各学校で「不登校の専門家」とされる教師の中に「登校刺激は一切してはいけない」と頑なに信じている職員がいるのも事実である。秋田県のマニュアルを参考にそれぞれのステージでどのように登校を促していけばいいのかマニュアル化することも今後の大きな視点の一つになるのではないだろうか。

神尾・望月・金子(2012)は、市街地大規模小学校で新たな不登校児童をつくらないことを目指し、児童に応じた適切な登校刺激を実施した実践事例を紹介している。楽しく登校してこられる学校にするためには「分かる授業を展開」することが重要であり教室をユニバーサル化する必要性を金子(2010)は述べている。

新たに不登校になる児童生徒を生まなければ、小学校では 6 年で、中学校では 3 年で不登校数は改善されるはずだが、継続的に不登校となっている児童生徒数とほぼ同数の新たな不登校を生み出していること自体を直視しなければならない。

文献

秋田県総合教育センター, 2004 不登校への対応 ノープロブレム 大丈夫 pp.1-22

青森県教育委員会, 2008 不登校への対応, http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/futoukou_taiou.html

金子聡美, 2010 教室のユニバーサルデザイン化～だれでもわかる授業を求めて～, 信濃教育, 第 1479 号, pp.93-110

神尾敦男, 2007 『「小学校でのスクールカウンセラーの役割」, 教室の窓「教育情報 Vol.21」 pp.14-15

神尾敦男, 望月和泉, 金子聡美, 2012 新たな不登校をつくらないための支援—市街地大規模校での実践から—, 信濃教育, 第 1501 号, pp.93-110

蒔苗隆文, 2008, 不登校を未然に防止するための研究—小学校中学校のコーピングスキルを高めるためのプログラム作成と活用を通して—, 青森県総合教育センター研究紀要, pp.1-8

文部省 1992 学校不適応対策調査研究協力者会議 『登校拒否(不登校)問題について』 文部省

文部科学省 2003 登校問題に関する調査研究協力者会議 『今後の不登校への対応の在り方について(報告)』 文部科学省

長野県教育委員会 2010 平成 21 年度児童生徒の不登校の状況について, 第 911 回教育委

員会定例会資料, http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/goannai/kaigiroku/h22/teireikai/documents/911_6.pdf

滝充, 2005, 今後の不登校対応は, どのようにあるべきか, 信濃教育第 1424 号, pp. 1-10

滝充, 2010, 不登校を減らす ー事実を直視した対応の必要性ー, 信濃教育, 第 1484 号, pp.10-18

(2013 年 6 月 13 日 受付)